

# 三重県企業庁資金運用方針

平成17年 3月

三重県企業庁

# 三重県企業庁資金運用方針

## **第一 趣旨**

この方針は、三重県企業庁の資金の確実かつ効率的な運用を図るため、その運用及び管理にかかる基本方針等について、地方自治法及び地方公営企業法に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## **第二 資金運用方針の対象資金**

三重県企業庁資金運用方針の対象となる資金は、三重県企業庁の業務に係る現金とする。

## **第三 資金運用の基本方針**

- 第一に、資金全体の元本確保に努めなければならない。
- 第二に、支払準備金等に支障のないよう流動性の確保に努めなければならない。
- 第三に、効率性の追求に努めなければならない。

## **第四 資金収支計画等の策定**

- (1) 資金収支を正確に把握するため、原則として、毎月及び毎年度、現金資金収支計画を策定するものとする。

なお、毎月の現金資金収支計画とは、出納検査提出書類の資金総括表を指し、毎年度の同計画は、企業庁が保有する全流動資金残高の年間推移表を基に策定するものとする。
- (2) 現金資金収支予定額に大きな変更があった場合等においては、必要に応じ、当該資金収支計画を見直すものとする。

## **第五 資金運用方法の基本原則**

現金の運用及び管理に当たっては、元本の安全性、流動性の確保に努めなければならない。

(1) 当座貸越及び当座借越相当額の預金

当座借越契約は、支払準備金の安定的な確保を図るため、指定金融機関と行うものとし、当座借越相当額の預金については、現金の資金調達コストの縮減を図るため当座借越契約額と同額を指定金融機関に預託することができる。

(2) 一時借入金

一時借入金契約は、支払準備金の安定的な確保を図るため、指定金融機関その他の金融機関と行うものとする。

(3) 当座借越相当額の預金以外の短期運用資金（1年以下の運用）

当座借越相当額の預金以外で資金余剰となることが見込まれる場合には、第七に定めるペイオフ対策を講じたうえ、預金又は債券により運用するものとする。

(4) 中長期運用資金（1年を超える運用）

当座借越相当額の預金以外で中長期運用する資金は、第七に定めるペイオフ対策を講じたうえ、預金又は債券により運用するものとする。

## **第六 債券運用(1年を越える中長期運用)の基本原則**

1 中長期運用計画書の策定

中長期運用をするに当たっては、運用する債券の種別、上限額及び期間等を明記した中期的視点に立った運用計画書(以下「中長期運用計画書」という。)を策定しなければならない。

その際には、資金の流動性に支障のないように十分に留意するものとする。

なお、現金資金収支計画又は市場金利等の動向に大きな変化があった場合等においては、必要に応じ、当該中長期運用計画書を見直すものとする。

2 債券購入時期の分散

債券購入に当たっては、金利変動リスク回避のため、購入時期を分散しなければならない。

## **第七 ペイオフ対策の基本原則**

1 資金の保全方法

(1) 預金は、「三重県」としての預金が県債等借入金との相殺により保全できるよう、県出納局と協議・調整の上、相殺可能な範囲内で預託を行う。

- (2) 国債等の債券運用を行う。
- (3) 一部の資金については、決済用預金を活用する。

## 2 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、以下のとおりとする。

- (1) 当座預金
- (2) 別段預金
- (3) 普通預金
- (4) 通知預金
- (5) 大口定期預金
- (6) 譲渡性預金
- (7) スーパー定期預金
- (8) 外貨預金（為替予約付き）
- (9) 国債
- (10) 政府保証債
- (11) 地方債

## 3 金融商品の運用期間

国債、政府保証債又は地方債は、10年以下の期間で運用するものとする。

## 4 金融商品の満期保有

満期設定のある金融商品は、原則、その満期到来日まで保有するものとする。

ただし、流動性の確保等やむを得ない場合には、一時借入を行う場合と比較考量の上、途中解約又は売却を行うことができる。

## 5 取引先金融機関の経営状況把握

取引先金融機関への預託にあたっては、預金の状況、自己資本比率、金融再生法開示債権比率（又はリスク管理債権比率）及び格付け等により、積極的に金融機関の経営状況把握に努めるものとする。

## **第八 ポートフォリオ管理の基本原則**

ポートフォリオ管理（資金運用に係る金融商品等の組合せの管理）は、次の基本原

則の範囲内で行うこととし、市場金利等の動向に留意し、適正なポートフォリオの構築に努めるものとする。

なお、短期運用資金は、原則、1年未満の期間で運用するものとする。

1 運用商品別のシェア

(1) 国債、政府保証債及び地方債 100%以下

(2) 銀行等預金 100%以下

2 運用期間別のシェア

(1) 1年未満 100%以下

(2) 1年以上10年以下 30%以下

## **第九 運用結果の公表**

毎年度の資金運用結果は、決算書並添付書類の収益用明細書において、預金利息、有価証券利息に分けて、記載するものとする。

## **第十 資金運用方針の見直し**

この三重県企業庁資金運用方針は、その内容を毎年度見直すものとする。

## **第十一 その他**

三重県企業庁運用方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## **附則**

この三重県企業庁運用方針は、平成14年4月1日から施行する。

## **附則**

この三重県企業庁運用方針は、平成17年4月1日から施行する。